

第62期

定時株主総会 招集ご通知



和弘食品株式会社

証券コード 2813

開催日時 2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 小樽経済センタービル7階
大ホール
北海道小樽市稲穂2丁目22番1号
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 取締役の報酬額改定の件

議決権の事前行使のお願い

株主総会の議決権行使は、書面による方法もございます。株主の皆様におかれましては、可能な限り、議決権行使書面にて、議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

議決権行使期限 2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分まで

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 2813
2025年6月11日

株 主 各 位

北海道小樽市銭函3丁目504番地1
和弘食品株式会社
代表取締役社長CEO 加世田 十七七

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.wakoushokuhin.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」又は「コード」に当社証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 開催場所 北海道小樽市稲穂2丁目22番1号
小樽経済センタービル7階 大ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第62期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役9名選任の件
 - 第2号議案 取締役の報酬額改定の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社のウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては経営体制の強化のため、取締役を2名増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の地位及び担当	候補者属性	取締役会 出席回数
1	かず やま あき ひろ 和 山 明 弘	代表取締役 会長	再 任	13回／13回
2	か せ だ と な ひち 加世田十七七	代表取締役 社長CEO	再 任	13回／13回
3	かず やま しん いち ろう 和 山 信一郎	取締役 事業戦略室長兼開発部長	再 任	13回／13回
4	ご とう まさ ひろ 後 藤 政 弘	取締役 WAKOU USA INC. President	再 任	13回／13回
5	なが おか ひろし 長 岡 宏	取締役 営業本部長兼営業企画部長	再 任	13回／13回
6	か じ たか ゆき 加 地 賢 幸	取締役	再 任	13回／13回
7	ふじ い かず ま 藤 井 一 真	執行役員 生産本部長兼経理部長	新 任	—
8	しら お なお き 白 尾 直 樹	取締役	再 任 社 外 独 立	13回／13回
9	さん べい ゆ か 三 瓶 由 香	—	新 任 社 外 独 立	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
1	和 山 明 弘 (1957年6月28日生) 在任期間：40年2ヶ月	1981年 9 月 当社入社 1985年 4 月 当社取締役 1988年11月 当社常務取締役生産本部長 1991年 3 月 当社代表取締役副社長兼開発本部長 1996年11月 当社代表取締役社長 2022年 6 月 当社代表取締役会長（現任）	70,940株
再 任	取締役候補者とした理由 和山明弘氏は1985年に当社取締役就任以来、40年を超える長きにわたり当社の発展に努めてまいりました。海外進出を自ら主導するとともに、構造改革の推進にも努めており、当社グループにおける経営全般、グローバル事業の管理・監督機能も担っております。今後も当社グループの事業及び経営に関する豊富な知識と経験、実績を活かし取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		
2	加 世 田 十 七 七 (1965年1月19日生) 在任期間：6年0ヶ月	1988年 4 月 (株)北海道拓殖銀行入行 2000年 4 月 (株)電通北海道入社 2017年 7 月 当社入社 総務部長兼経営企画室次長 2018年 3 月 当社執行役員 管理本部長兼総務部長兼経営企画室次長 2018年 6 月 当社執行役員 管理本部長兼総務部長兼経営企画室長 2019年 6 月 当社取締役 管理本部長兼総務部長兼経営企画室長 2020年 6 月 当社常務取締役管理本部長 2021年 1 月 当社取締役副社長 2022年 6 月 当社代表取締役社長CEO（現任） （重要な兼職の状況） WAKOU RAMEN(Thailand)Co.,Ltd.代表取締役会長 Chairman (株)栄田フーズ 代表取締役社長	24,593株
再 任	取締役候補者とした理由 加世田十七七氏は大手金融機関の経験や広告代理店における管理部門の管理職として豊富な経験を有しており、入社以来、経営全般に携わりその経験のもとに2019年6月より取締役を務めております。今後も当社グループの主に管理面に関する豊富な知識と経験、実績を活かし取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
3 再 任	かず やま しんいちろう 和 山 信 一 郎 (1988年2月13日生) 在任期間：4年0ヶ月	2010年 4 月 (株)シジシージャパン入社 2016年 4 月 当社入社 2021年 6 月 当社取締役 生産本部長兼改革推進部長 2022年 4 月 当社取締役 生産本部長兼生産管理部長 2022年10月 当社取締役 生産本部長兼生産管理部長兼 事業戦略室 2024年 4 月 当社取締役 生産本部長兼購買部長兼事業 戦略室 2025年 4 月 当社取締役 事業戦略室長兼開発部長 (現任)	19,964株
	取締役候補者とした理由 和山信一郎氏は食品販売業界での経験を基に当社でも営業部門に従事し、その後は生産部門の責任者としても従事し2021年6月より取締役を務めております。今後も当社グループの主に生産面に関する豊富な知識と経験、実績を活かし取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		
4 再 任	ご とう まさ ひろ 後 藤 政 弘 (1956年6月30日生) 在任期間：22年3ヶ月	1980年 4 月 当社入社 2003年 3 月 当社取締役 商品部長兼品質保証部長 2011年 3 月 当社常務取締役 商品部長兼品質保証室長兼 CVS担当 2014年 6 月 WAKOU USA INC. President (現任) 2017年 3 月 当社常務取締役 2020年 6 月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) WAKOU USA INC. President	6,300株
	取締役候補者とした理由 後藤政弘氏は商品開発部門に従事しながら品質保証部門も兼務し、当社グループにおける豊富な経験と商品開発及び品質保証に関する高度な知見を有しております。また、CVS販売部門の基礎を築いております。さらに、当社グループのグローバル戦略を牽引する現地法人経営者として海外事業の伸展を図っております。今後も当社グループの主に海外事業及び経営に関する豊富な知識と経験、実績を活かし取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
5	なが おか ひろし 長 岡 宏 (1961年7月12日生) 在任期間：2年0ヶ月	1985年 4 月 日清製油(株)入社	一株
再 任		2002年 4 月 (株)菱食出向 発注管理センター・マーケティ ング本部	
		2011年 6 月 日清オイリオグループ(株)札幌支店長	
		2014年 4 月 同社名古屋支店長	
		2016年 6 月 同社理事	
		2020年 4 月 同社執行役員大阪支店長兼大阪事業場長	
		2023年 4 月 出向 当社執行役員営業部長	
		2023年 6 月 出向 当社取締役 営業本部長兼札幌支店長 兼CVS営業部長	
		2023年 9 月 出向 当社取締役 営業本部長兼札幌支店長 兼CVS営業部長兼事業戦略室	
		2024年 4 月 出向 当社取締役 営業本部長兼CVS営業部 長兼事業戦略室	
		2025年 4 月 出向 当社取締役 営業本部長兼営業企画部 長兼事業戦略室（現任）	
	取締役候補者とした理由 長岡宏氏は日清オイリオグループ(株)で営業部門の幹部として豊富な経験を有しており、2023年6月より取締役を務めております。食品メーカーとしての営業施策を経営面で主導してきた豊富な知識と経験、実績を活かし取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
6	か じ たか ゆき 加 地 賢 幸 (1960年3月16日生) 在任期間：4年0ヶ月	1982年 4 月 (株)北海道銀行入行 2005年12月 同行芽室支店長 2009年 4 月 同行麻生エリア統括兼麻生支店長 2011年 4 月 同行国際部長 2013年10月 同行監査部長 2017年 6 月 同行常勤監査役 2018年 6 月 (株)ほくほくフィナンシャルグループ取締役 (リスク管理、監査グループ担当) (株)北陸銀行取締役 (非常勤)	一株
再 任		2019年 6 月 (株)ほくほくフィナンシャルグループ取締役 (リスク管理グループ担当) (株)北陸銀行取締役執行役員 (株)北海道銀行執行役員 2021年 6 月 当社社外取締役 (現任) ほくほくTT証券(株)代表取締役副社長	
取締役候補者とした理由 加地賢幸氏は金融機関において企業経営及び監査業務に関する豊富な知識と経験を有しており、2021年6月より取締役を務めております。幅広い見地から当社グループの経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしており、今後はこれらの経験と見識を活かし、経営の意思決定・監督を適切に遂行することができるものと判断したため、業務執行を担う取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
7 新任	ふじ い かず ま 藤 井 一 真 (1973年1月28日生) 在 任 期 間 ： ー	2012年12月 (株)ホクリヨウ入社 2019年12月 当社入社 管理本部経理部専任部長 2022年 7 月 当社管理本部長 2024年 6 月 当社執行役員 管理本部長兼人事労務部長兼 経理部長 2025年 4 月 当社執行役員 生産本部長兼経理部長 (現 任)	一株
	取締役候補者とした理由 藤井一真氏は前職において東京証券取引所への新規株式公開及び公募増資手続き並びに会社分割及び企業買収を手掛ける等管理部門の管理職として豊富な経験を有しており、入社以来、経理財務や人事関連部門の管理職として適切に職務を遂行していることから、経営の意思決定・監督を適切に遂行することができるものと判断したため、業務執行を担う取締役候補者といたしました。		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
8	しら お なお き 白 尾 直 樹 (1961年4月21日生) 在任期間：4年0ヶ月	1984年 4 月 岩崎通信機(株)入社 1989年11月 東京短資グループ入社 トウキョウフォレックス(株)情報通信企画室長 1999年 2 月 東京短資(株)執行役員IT担当 2000年 2 月 東短インフォメーションテクノロジー(株)代表 取締役社長 2004年 2 月 東短ホールディングス(株)取締役 (兼務) 2011年11月 (株)ミスミグループ本社入社 執行役員 2012年11月 (株)ミスミ金型企業体代表執行役員社長 2018年12月 YNG(株)代表取締役社長 (現任) 2019年11月 (株)もりもと執行役員副社長 (株)北のアトリエ執行役員副社長 2021年 6 月 当社社外取締役 (現任) 2022年10月 (株)ナップスCSO (現任) 2023年 4 月 シマーズネクスト(株)取締役CSO (現任) (重要な兼職の状況) YNG(株)代表取締役社長 (株)ナップスCSO シマーズネクスト(株)取締役CSO	一株
再 任			
社 外			
独 立			
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 白尾直樹氏は銀行間金融取引仲介最大手の東京短資グループの事業会社経営やグローバルな機械部品商社のミスミグループにおいて企業体社長を歴任する他、日本人材機構の地方企業共創プロジェクトに参画する等、経営者として豊富な経験と海外事業を含む幅広い見識を有しており、2021年6月より取締役を務めております。事業戦略に精通した観点から当社グループの経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしており、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
9	さん べい ゆ か 三 瓶 由 香 (1966年11月10日生) 在 任 期 間 : 一	1989年 4 月 (株)北海道銀行入行 2009年12月 同行コンプライアンス統括部 マネージャー 2012年 4 月 同行統合リスク管理部 マネージャー 2018年 6 月 同行統合リスク管理部 シニアマネージャー (現任)	一株
新 任	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 三瓶由香氏は金融機関においてコンプライアンス管理やリスク管理の業務に長年従事し、リスクマネジメントに関する豊富な知識と経験を有しております。その豊富な知見から、今後拡大していく当社グループ全体の事業リスクの運営、統制において最適な人物であり、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。		
社 外			
独 立			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 白尾直樹氏及び三瓶由香氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、白尾直樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該契約を継続するとともに、三瓶由香氏とも同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 白尾直樹氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。三瓶由香氏の選任が承認された場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
6. 再任は、再任候補者であります。
7. 社外は、社外取締役候補者であります。独立は株式会社東京証券取引所の定める独立役員である取締役候補者であります。
8. 在任期間は、本総会終結の時における在任期間を示しております。なお、加地賢幸氏及び白尾直樹氏については社外取締役としての在任期間となります。

招集通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告

(ご参考) 選任後の取締役のスキルマトリックス

議案が原案のとおり承認可決された場合、取締役の有するスキルは次のとおりであります。

	① 経営戦略	② グローバル	③ 研究開発・ 生産	④ セールス・ マーケティング	⑤ 会計・ ファイナンス	⑥ 人事・ 人材開発	⑦ 法務・ リスクマネジメント
和山 明弘	○	○	○				
加世田 十七七	○				○	○	○
和山 信一郎	○		○				
後藤 政弘	○	○	○	○		○	
長岡 宏				○			
加地 賢幸	○	○		○	○		○
藤井 一真					○	○	
白尾 直樹	○	○		○	○		
三瓶 由香							○

以 上

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額につきましては1989年3月29日開催の定時株主総会で報酬の総額の限度額を年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認頂いており、また譲渡制限付株式付与のために支給する報酬につきましては2021年6月24日開催の定時株主総会でその総額を年額20,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、これにより発行又は処分される普通株式の総数は7,000株以内とご承認頂き今日に至っております。報酬額の総額については前回改定時から相応の期間が経過し一般的な報酬水準や経済情勢が変化していること、また海外進出の加速等当社の事業領域拡大に対応しガバナンスを強化していくため取締役を今後さらに増やしていく必要があると考えられること等を考慮して、報酬限度額を改定させていただくものであります。

取締役の報酬額につきましては、報酬の総額の限度額を年額250,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、譲渡制限付株式付与のために支給する報酬の総額を年額34,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、及びこれにより発行又は処分される普通株式の総数は12,000株以内に、それぞれ改定させていただきたいと存じます。また、本議案につきましては、主に独立社外取締役で構成される報酬委員会の審議・答申を経ており、相当であると考えております。なお、現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案で提案させていただく報酬の支給対象となる取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）となります。

事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、エネルギー価格や原材料価格の高騰が続く中、物価上昇による消費者マインドの下振れが個人消費に影響を及ぼすほか、欧米における高金利水準の継続や中国経済の先行き、地政学リスクによる世界情勢の緊迫化など、依然として不透明な経営環境が続いております。

調味料業界におきましては、経済活動の緩やかな回復基調に加え、訪日外国人数の増加によるインバウンド消費の拡大が追い風となり、外食向け業務用製品の販売は回復基調が継続しております。しかしながら、継続的な物価上昇による消費者の節約志向の高まりから、内食・中食向け製品の販売については厳しい環境が見られます。

このような状況のもと、当社グループは2023年11月に策定した中期経営計画「ザ・グレートリセット」で掲げた「既存事業の磨き込みと進化」、「事業領域の拡大と新たな価値創造」、「組織改革と人材育成」の3つの基本方針に沿った具体的な施策を着実に実行してまいりました。

i 売上高

売上高は、16,249百万円（前期比5.4%増）となりました。

日本セグメントにおいては、経済活動の正常化に伴い、市場全体も回復基調となり、売上高は12,203百万円（前期比3.2%増）となりました。

米国セグメントにおいては、底堅く堅調な同国の経済環境を受け、主要販売先であります外食向け業務用製品の販売が引き続き好調であった結果、売上高は4,325百万円（前期比15.5%増）となりました。

ii 営業損益

営業利益は1,591百万円（同6.9%増）となりました。

日本セグメントにおいては、先を見据えた従業員研修制度、海外での新たな拠点視察などの成長投資を推し進めており、営業利益は366百万円（同16.2%減）となりました。

米国セグメントにおいては、販売の好調な伸びと生産性の向上とコスト削減により、営業利益は1,257百万円（同20.8%増）となりました。

iii 経常損益

経常利益は1,609百万円（同4.5%増）となりました。

日本セグメントにおいては、連結子会社であるWAKOU USA INC.からの配当金336百万円を計上し経常利益は697百万円（同53.5%増）となりました。

米国セグメントにおいては、営業利益の増加に伴い、経常利益は1,281百万円（同19.3%増）となりました。

iv 親会社株主に帰属する当期純損益

親会社株主に帰属する当期純利益は1,208百万円（同10.8%増）となりました。

日本セグメントにおいては、当期純利益は606百万円（同84.0%増）となりました。

米国セグメントにおいては、営業利益の増加に伴い、当期純利益は934百万円（同17.7%増）となりました。

この結果、当連結会計年度における親会社株主に帰属する1株当たり当期純利益は484円99銭となりました。

部門別売上高

区 分		売 上 高 (百万円)	対 前 期 増 減 率 (%)
製 品	別 添 用	4,578	△3.4
	業 務 用	9,888	10.1
	天 然 工 キ ス	94	△8.5
	計	14,562	5.3
商 品 等		1,687	6.3
合 計		16,249	5.4

（注）製品とは自社で製造した商品、商品等とは他社から仕入した商品等であります。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は613百万円であります。

その主なものは、国内生産拠点である北海道工場、関東工場及びWAKOU USA INC.の製造設備の増設であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に必要な資金については、自己資金並びに金融機関からの借入金をもって充当しております。

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く環境は、少子高齢化による人口の減少、不安定な国際情勢等に起因したエネルギー及び物流コストも上昇しており、当社グループの業績に大きな影響を与えることが見込まれております。

当社グループの「三つの誠実」

お客様に誠実	すべてのお客様・パートナー企業様の繁栄のために、誠実なお取引をいたします。
商品に誠実	和弘食品が開発・提供するすべての商品に、安心と安全を第一に誠実な商品作りをいたします。
社員に誠実	和弘食品に働くすべての社員とその家族及び地域の幸せのために、誠実な会社づくりをいたします。

①国内事業

国内事業につきましては、成長戦略として、国内の業務用調味料市場の開拓、拡大に注力しております。

生産能力強化のための人材採用・生産設備の増強を図るとともに、不安定な国際情勢等に起因した、エネルギー及び物流コスト上昇等の影響による物価高騰などを十分に考慮し、中長期的な成長のため、社員の意識・旧来型の関連業務を構造的に変革し、製造、営業の両面における生産性の向上を実現する高収益構造の構築に取り組んでまいります。

②海外事業

当社グループは、成長戦略として海外事業にも積極的な取り組みを行っております。海外事業につきましては、当社グループの将来を担う柱として、2015年9月に子会社WAKOU USA INC.が米国加州で工場を稼働させてから当期が通年稼働の9年目となりました。ラーメンスープ関連製品をメインに、北米を中心とした業務用調味料市場に対して積極的な事業展開を継続し、売上拡大に伴う工場稼働率上昇によって製造原価率の低減を図り、高収益体制の構築に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ格別のご理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 59 期 2022年3月期	第 60 期 2023年3月期	第 61 期 2024年3月期	第 62 期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上高 (百万円)	11,490	13,502	15,416	16,249
経常利益 (百万円)	469	1,035	1,540	1,609
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	461	1,250	1,090	1,208
1株当たり当期 純利益 (円)	187.10	504.60	438.18	484.99
総資産 (百万円)	8,855	10,108	13,566	14,564
純資産 (百万円)	4,144	5,605	7,606	8,553
1株当たり純資産額 (円)	1,678.60	2,257.51	3,054.72	3,432.10

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数で算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を除き、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 2023年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第59期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株あたり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 な 事 業 内 容
WAKOU USA INC.	480万USドル	100%	各種食品向け調味料、天然エキス等の製造販売

なお、当社は子会社としてWAKOU RAMEN(Thailand)Co.,Ltd.と株式会社栄田フーズを有しておりますが、同社は損益および利益剰余金その他の項目からみて重要性が乏しいため、非連結子会社としております。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、各種食品向け調味料、天然エキス等を主に製造販売しており、その大半をお客様ブランド名により国内外に供給しております。

これらの当社製品は、北海道の恵まれた天然資源を素材として自社工場でエキス化し、それを各種製品の原料として使用することにより、当社独自の多種多様な「味」を創り、加工食品業界、内食、中食、外食業界等に向けて販売しております。

なお、取扱品目は次のとおりであります。

区 分	主 要 品 目
別 添 用	各種調味料・スープ・たれ類
業 務 用	各種調味料・スープ・たれ類
天 然 エ キ ス	エキス、ブイヨン等（コンブ・ホタテ・カニ・ポーク・チキン等）
商 品 等	ガラスープ、メンマ、チャーシュー、コーン等

(8) 主要な事業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所及び工場

名	称	所	在	地
本	社	北海道小樽市銭函3丁目504番地1		
札幌	支店	北海道小樽市銭函3丁目504番地1		
東京	支店	東京都目黒区下目黒2丁目3番23号	大東カカオビル本館3階	
東北	支店	宮城県仙台市泉区泉中央1丁目10番地の2	泉NSビル2階	
大阪	支店	大阪府大阪市中央区博労町1丁目7番7号	中央博労町ビル8階	
関東	工場	茨城県坂東市幸田1282番地1		
北海道	工場	北海道小樽市銭函3丁目504番地1		
北海道	第二工場	北海道紋別郡湧別町北兵村3区529番地11		

② 子会社

名	称	所	在	地
WAKOU USA INC.		13930 Borate Street, Santa Fe Springs, CA		
WAKOU RAMEN (Thailand)Co.,Ltd.		333/12, United Tower Building, 6th Floor, Unit no.6/4, Sukhumvit 55 (Thonglor), Klongton Nua, Wattana, Bangkok, 10110, Thailand		
株式会社栄田フーズ		秋田県にかほ市象潟町小滝字麻針堰14番地		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(9) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
298名	19名増

(注) 上記使用人以外に嘱託、臨時社員、パートタイマーを雇用しており、最近1年間の平均雇用人員数は60名であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
261名	12名増	41.2歳	10.9年

(注) 上記使用人数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時雇用者数は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高 (千円)
株 式 会 社 北 洋 銀 行	567,200
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	561,920
株 式 会 社 北 陸 銀 行	491,709
北 海 道 信 用 金 庫	300,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	200,000
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	200,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,980,000株

(2) 発行済株式の総数 2,847,957株

(3) 株主数 2,055名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (百株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 和 山 商 店	6,223	24.97
日清オイリオグループ株式会社	4,800	19.26
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社	834	3.35
和 山 明 弘	709	2.85
株式会社日本カストディ銀行	591	2.37
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	426	1.71
株 式 会 社 泉 屋 製 菓 総 本 舗	400	1.61
加 世 田 十 七 七	245	0.99
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	240	0.96
菊 池 賢 治	213	0.86

(注) 1. 当社は自己株式を355,617株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

	株 式 数	交付を受けた者の人数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	2,223株	3名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	和 山 明 弘	WAKOU RAMEN(Thailand)Co.,Ltd.
代 表 取 締 役 社 長 CEO	加 世 田 十 七 七	代表取締役会長 Chairman (株)栄田フーズ代表取締役社長
取 締 役	和 山 信 一 郎	生産本部長兼購買部長兼事業戦略室
取 締 役	後 藤 政 弘	WAKOU USA INC. President
取 締 役	長 岡 宏	営業本部長兼CVS営業部長兼事業戦略室
取 締 役	加 地 賢 幸	ほくほくTT証券(株)代表取締役副社長
取 締 役	白 尾 直 樹	YNG(株)代表取締役社長 (株)ナップスCSO シマーズネクスト(株)取締役CSO
常 勤 監 査 役	橋 本 充 生	公認会計士齊藤揮誉浩事務所長
監 査 役	齊 藤 揮 誉 浩	菊川康宏税理士事務所長 稚内信用金庫員外監事
監 査 役	菊 川 康 宏	(株)フィナンシャルデータオフィス代表取締役

- (注) 1. 取締役加地賢幸氏及び白尾直樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役齊藤揮誉浩氏及び菊川康宏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役橋本充生氏及び監査役齊藤揮誉浩氏並びに監査役菊川康宏氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役橋本充生氏は、永年にわたり北海道における財務省の業務に関わり、財務会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役齊藤揮誉浩氏は、公認会計士として財務・会計に関する豊富な経験と専門知識を有しております。
 - ・監査役菊川康宏氏は、税理士として財務・会計に関する豊富な経験と専門知識を有しております。
4. 当社は、取締役加地賢幸氏、取締役白尾直樹氏、監査役齊藤揮誉浩氏、監査役菊川康宏氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である加地賢幸氏及び白尾直樹氏並びに社外監査役である齊藤揮誉浩氏及び菊川康宏氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役とも法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の取締役及び監査役の損害が補填されることとなります。なお当該保険内容は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して保険金が支払われるものです。当該保険で補填される損害の範囲は、法律上の損害賠償金と訴訟費用となります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	137,149 (12,500)	121,362 (12,500)	15,786 (－)	7 (2)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	16,166 (7,500)	16,166 (7,500)	－ (－)	3 (2)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	153,315 (20,000)	137,528 (20,000)	15,786 (－)	10 (4)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
 2. 当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額17,096千円（取締役7名に対し16,130千円、監査役3名に対し966千円）が含まれております。
 3. 上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金 該当事項はありません。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1989年3月29日開催の第25期定時株主総会において年額150,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。

また、金銭報酬の範囲内として、2021年6月24日開催の第58期定時株主総会において、株式報酬の額として年額20,000千円以内、株式数として年7,000株以内（社外取締役は対象外）として決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名です。

監査役の金銭報酬の額は、1989年3月29日開催の第25期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

二．取締役の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、経営理念に基づく中長期に亘る持続的な成長と企業価値向上を実現する体制を構築すべく、2023年6月1日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針を決議しております。

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、金銭報酬及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬）から構成されており、社外取締役の報酬は金銭報酬のみから構成されております。当社は取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、基本報酬と役位に応じた加算額を合わせた金額を基本として、これに各取締役の貢献度に応じた指数を乗じて計算することとしております。各取締役の貢献度は、各期の経営方針に基づく所管部門の課題及び目標の達成度・成果と取締役の能力・資質を総合的に評価し決定します。

取締役会は、当事業年度の会社の業績及び当事業年度における各取締役の功績に鑑みて、取締役の個人別の報酬等の内容は、上記方針に沿うものであると判断いたしました。

ホ．役員退職慰労金の決定に関する事項

当社は、2004年8月17日開催の取締役会において役員退職慰労金に関する方針を決議しております。役員退職慰労金は、最終役員報酬月額に役位ごとの在任年数と役位別の功績倍率を乗じて基準額を計算します。特に顕著な功労があったと認められる役員に対しては上記の基準額に規定の上限内で加算をする場合があります。また、在任中特に会社に損害を与えた役員に対しては規定の範囲内で上記基準額から減算する場合があります。

ヘ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

各取締役の報酬等の配分については、取締役会から一任を受けた代表取締役社長CEO、加世田十七七が原案を作成し、最終的に取締役会で決定しました。委任の理由としては、当社の経営全般を統括する代表取締役社長CEOの立場から、各取締役の貢献度を評価することが最も客観性と妥当性が高いと判断したためです。なお報酬等の配分が適切に行われるよう、原案については社外取締役を中心とした任意の報酬委員会に諮問し、報酬委員会での答申を受けております。

(5) 社外役員に関する事項（2025年3月31日現在）

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先 法 人 等 名	兼 職 の 内 容	関 係
取 締 役	加 地 賢 幸	ほくほくTT証券(株)	代表取締役副社長	取引関係はありません
取 締 役	白 尾 直 樹	YNG(株) (株)ナップス シマーズネクスト(株)	代表取締役社長 CSO 取締役CSO	取引関係はありません
監 査 役	齊 藤 揮 誉 浩	公認会計士齊藤揮誉浩事務所	所長	取引関係はありません
監 査 役	菊 川 康 宏	菊川康宏税理士事務所 稚内信用金庫 (株)フィナンシャルデータオフィス	所長 員外監事 代表取締役	取引関係はありません

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 加 地 賢 幸	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。金融機関経験者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に財務についての専門的な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また報酬委員会の委員として役員報酬の決定過程における監督機能を担うとともに、経営会議へのオブザーバー参加により客観的・中立的立場で各部門の業務進捗の監督、助言を行っております。
社外取締役 白 尾 直 樹	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。経営の指揮を執る経営リーダーとしての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に全社戦略やSDGsの推進等についての専門的な助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また報酬委員会の委員として役員報酬の決定過程における監督機能を担うとともに、経営会議へのオブザーバー参加により客観的・中立的立場での各部門の業務進捗の監督、助言を行っております。
社外監査役 齊 藤 揮 誉 浩	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、また、監査役会13回のすべてに出席いたしました。 主に公認会計士として財務・会計に関する豊富な経験と専門知識を有しており、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役 菊 川 康 宏	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、また、監査役会13回のすべてに出席いたしました。 主に税理士として財務・会計に関する豊富な経験と専門知識を有しており、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額 (千円)
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社であるWAKOU USA INC.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社及び子会社の社員（取締役を含む）は、コンプライアンスを実践するための共通の行動基準として、親会社が制定する「企業行動規範、役員・社員行動規範」を遵守いたします。当社は、「企業行動規範、役員・社員行動規範」を当社及び子会社の社員全員（取締役を含む）に配付し、コンプライアンスの重要性を周知いたします。また、代表取締役社長CEOが繰り返しその精神を社員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底いたします。
- (b) 取締役会は、「取締役会規程」に基づきその適切な運営を確保するとともに、取締役の職務執行を監督いたします。さらに各部署の担当取締役は、各部署の長の業務執行を監督することにより、法令・定款に違反する行為の未然防止に努めます。
- (c) 監査役会は、「監査役会規程」に基づきその適切な運営を確保するとともに、取締役会へ出席することにより、取締役の職務執行の監督機能の実効性を高めます。また、社外のプロフェッショナルを社外監査役として選任することにより、監査機能の専門性を高めております。
- (d) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づきその適切な運営を確保するとともに、主に内部統制監査を実施します。内部監査室は、代表取締役社長CEO直属の組織として、内部監査の独立性を高めるものといたします。
- (e) 代表取締役社長CEOは、コンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めます。コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告いたします。

- (f) コンプライアンス推進委員会メンバー及び取締役がコンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかにコンプライアンス推進委員会に報告する体制を構築します。社員が直接報告することができる報告相談窓口、内部通報窓口を設けており、受けた報告・通報については、人事労務部においてその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施いたします。特に、取締役との関連性が高いなどの重要な問題は、取締役会、監査役会に報告いたします。
- (g) 社員の法令やコンプライアンス違反行為については、コンプライアンス推進委員会から人事労務部に報告され賞罰委員会に処分の審議を求め、取締役の法令やコンプライアンス違反行為については、コンプライアンス担当取締役が取締役に具体的な処分を答申します。
- (h) 反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切関わりをもたず、また、不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的に記録し、保存します。当社取締役及び監査役は、必要に応じこれらの文書等を閲覧できるものとします。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 全社リスクの管理に関しては、リスク管理担当取締役を任命し、「リスク管理規程」の定めるところにより、リスク管理の実施にあたります。コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等に係る全社横断的なリスクに関しては、リスク管理担当取締役が定期的に取りまとめ、整備及び問題点の把握に努めます。
- (b) 規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成等は各担当部署において行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定めます。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定例取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとします。
- (b) 独立性の高い社外取締役を置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図ってまいります。
- (c) 取締役会の決定に基づく職務の執行については、「取締役会規程」のほか、「組織規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」その他の社内規程等に則り、それぞれの責任者がその権限に従って行なってまいります。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社は、当社が定める「子会社管理規程」に基づく子会社運営において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料の提出を求めます。
- (b) 当社は子会社に、当社が開催する取締役会又は経営会議において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告することを求めます。
- (c) 当社は、子会社に対して内部監査を実施し、子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保します。
- (d) 当社の監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接な連携を取り、子会社の監視・監査を実効的かつ適正に行います。
- (e) 海外子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とします。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制の有効性の評価、かつ内部統制報告書の適切な提出に向け、内部統制システムを構築します。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるよう評価及び是正を行います。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- (a) 当該社員の人事に関しては、予め監査役会の同意を得るものとします。
- (b) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して優先して従事するものとします。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- (a) 当社及び子会社の取締役及び社員は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査役に報告します。
- (b) 当社及び子会社の取締役及び社員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
- (c) 監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び社員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び社員に周知徹底します。

⑩監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用又は債務について請求したときは、速やかに処理します。

⑪その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、代表取締役社長CEOとの間の定期的な会合を通じて、監査上の重要事実等について意見交換を行います。
- (b) 監査役は、会計監査人、内部監査室と情報・意見交換等を行うための会合を定期的開催し、緊密な連携を図ります。
- (c) 監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、弁護士又は監査法人等の外部専門家との連携を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の入社時において、親会社が制定する「企業行動規範、役員・社員行動規範、行動規範の手引き」を説明し、コンプライアンスの重要性について社員に周知しております。また、社内のコンプライアンスの意識の醸成のため研修会を実施いたしました。

取締役会は、取締役7名（うち社外取締役2名）で構成され、経営の基本方針や業務執行に関する各議案の審議、職務執行の状況等の監督を行いました。社外取締役は、全員、独立役員として届出しており、取締役会における活発な意見交換を通して、監督機能、牽制機能を担っております。

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会へ出席することで取締役の職務執行の監督機能の実効性を高めております。

内部監査室は、1名で構成され、内部統制モニタリング年間計画に基づいた内部統制システムの整備状況、運用状況が有効に機能しているか評価しております。また、内部監査室は、代表取締役社長CEO直属の組織として、内部監査の独立性を高めております。

コンプライアンス推進委員会において、法令やコンプライアンス違反行為に相当する事件や事項については、コンプライアンス担当取締役又は人事労務部を通じて取締役、監査役へ報告しております。

反社会的勢力対応規程を制定し、反社会的勢力との取引の未然防止に関して新規取引時にチェックを行うことにより取引並びに経営介入リスクの予防的措置を講じております。また、反社会的勢力との取引や不当要求に対しては、断固としてこれを拒絶し、取引関係を含め一切の関係を遮断することを社内に周知しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存管理は、文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役会及び重要な会議・委員会の議事録作成を行うとともに適切に保管及び管理を行っており、必要に応じて閲覧できるようにしております。また、廃棄の際には、溶解処理等により、再生不可能とする処分方法により廃棄しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社リスク管理に関しては、リスク管理担当取締役を中心として全社リスクアセスメントと重点項目を特定し、リスク管理委員会で担当部署への指示、対応進捗の管理を実施しております。

また、各部門の所管業務に付随するリスク管理としては、品質マネジメント委員会により発生した製品事故に関する再発防止策の共有、工場安全衛生委員会により工場内の安全パトロールやKYTの実施、ヒヤリハット及びリスクアセスメント活動等、リスク発生の未然防止や防止策検討に努めております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度におきましては、取締役会を13回開催し、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改定について決議し、取締役から職務の執行状況について報告を受けております。なお、取締役会開催にあたっては、事前に議案及び関連資料を配付しております。

また、監査役会は13回開催し、取締役の職務の執行を監査しております。その他の重要事項は社内規程に則り決定し、その内容は翌月の取締役会において取締役及び監査役に報告されております。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では「子会社管理規程」に基づき、子会社から営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社の経営会議にて報告を受けており、また、必要に応じて関係書類の提出を受けることで状況把握をしております。さらに定期的に開催している北米会議や当社取締役と子会社担当取締役等との定期的な面談等を通じ、子会社に係る業務の適正を確保しております。

内部監査につきましては、リモート及び現地監査を実施しております。

当社の監査役は、現地監査法人及び会計監査人と緊密に連携し、子会社の監査業務を実施いたしました。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当社及び子会社における財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行い、取締役会に報告しております。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からの求めに応じて、監査役の職務を補助する内部監査室所属の社員はいつでも対応できるようにしております。当事業年度におきましても、監査役会と内部監査室が連携して、監査業務を実施いたしました。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、独立性及び監査役会の指示の実効性確保に努めております。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制

監査役は、監査役会、取締役会、その他の重要な会議を通じ、業務執行取締役や部門長等から重要事実の報告を受けております。また、会議の場だけではなく、報告すべき重要事実が生じた場合には適宜報告を受けるとともに、必要に応じて使用人に対し説明を求め、必要な書類の閲覧を行っております。

当該報告を行った者や内部通報を行った者が不当な取扱いを受けないことを規定し、社内周知するとともに適切に運用しております。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用等に関して前払い又は償還等の請求を受けた際には、速やかに当該費用を処理しております。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長CEOと定期的に意見交換等を行い、監査上の重要事実等について意見交換を行いました。

当該事業年度において、監査役は、代表取締役社長CEOとの定期的な意見交換の他、社外取締役との定期的な会合を開催し、意見交換等を行いました。

監査役は、会計監査人、内部監査室と緊密な連携を図ります。

当該事業年度においても、監査役は、会計監査人の監査結果説明等により定期的に情報・意見交換等を行い、また、内部監査室とも情報交換等を定期的に行いました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な企業価値向上のための成長投資及び健全な財務基盤の維持を図りつつ、業績も勘案した安定的な株主還元を行うことを基本的な方針としております。

当社では、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めており、これらの剰余金の配当等の決定機関は取締役会としております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上に価格対応力を高め、技術革新に対応する研究開発活動等に有効活用し、さらには、今後の事業戦略の展開のために有効投資してまいりたいと考えております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,859,594	流動負債	4,001,576
現金及び預金	3,499,210	買掛金	1,101,803
受取手形及び売掛金	2,152,567	短期借入金	1,500,000
商品及び製品	1,233,623	1年内返済予定の長期借入金	252,324
仕掛品	35,228	リース債務	62,448
原材料及び貯蔵品	769,441	未払金	532,319
前払費用	111,613	未払費用	102,107
その他	59,814	未払法人税等	105,747
貸倒引当金	△1,903	未払消費税等	15,158
固定資産	6,704,959	預り金	11,448
有形固定資産	5,187,731	賞与引当金	312,399
建物及び構築物	1,706,262	その他	5,820
機械装置及び運搬具	941,112	固定負債	2,009,012
土地	1,335,926	長期借入金	668,505
リース資産	10,749	リース債務	959,438
使用権資産	958,657	役員退職慰労引当金	215,270
建設仮勘定	171,074	執行役員退職慰労引当金	10,745
その他	63,948	資産除去債務	33,054
無形固定資産	45,490	その他	121,998
ソフトウェア	45,310	負債合計	6,010,588
その他	180	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,471,737	株主資本	7,251,850
投資有価証券	807,248	資本金	1,413,796
関係会社株式	154,439	資本剰余金	1,414,473
関係会社長期貸付金	40,000	利益剰余金	4,635,401
出資金	1,010	自己株式	△211,820
破産更生債権等	5,829	その他の包括利益累計額	1,302,114
長期前払費用	10,465	その他有価証券評価差額金	497,234
役員に対する保険積立金	88,853	為替換算調整勘定	804,880
繰延税金資産	214,250	純資産合計	8,553,965
敷金及び保証金	75,798	負債・純資産合計	14,564,554
退職給付に係る資産	71,723		
その他	7,947		
貸倒引当金	△5,829		
資産合計	14,564,554		

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		16,249,157
売上原価		11,521,088
売上総利益		4,728,068
販売費及び一般管理費		3,136,334
営業利益		1,591,734
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,529	
デリバティブ利益	6,407	
為替差益	9,445	
受取賃貸料	7,289	
受取保険金	760	
その他	10,049	38,482
営業外費用		
支払利息	14,838	
その他	5,438	20,277
経常利益		1,609,939
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券償還益	1,248	1,252
特別損失		
固定資産除却損	12,311	12,311
税金等調整前当期純利益		1,598,880
法人税、住民税及び事業税	430,276	
法人税等調整額	△39,801	390,475
当期純利益		1,208,405
親会社株主に帰属する当期純利益		1,208,405

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,413,796	1,400,147	3,591,344	△213,144	6,192,143
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△164,347		△164,347
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,208,405		1,208,405
自己株式の処分		14,325		1,324	15,649
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	14,325	1,044,057	1,324	1,059,707
当 期 末 残 高	1,413,796	1,414,473	4,635,401	△211,820	7,251,850

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	515,746	898,723	1,414,469	7,606,612
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△164,347
親会社株主に帰属 する当期純利益				1,208,405
自己株式の処分				15,649
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△18,512	△93,842	△112,354	△112,354
当 期 変 動 額 合 計	△18,512	△93,842	△112,354	947,352
当 期 末 残 高	497,234	804,880	1,302,114	8,553,965

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,568,991	流動負債	3,793,843
現金及び預金	1,231,855	買掛金	1,068,552
受取手形	13,249	短期借入金	1,500,000
売掛金	1,825,320	1年内返済予定の長期借入金	252,324
商品及び製品	899,626	リース債務	9,163
仕掛品	35,228	未払金	479,886
原材料及び貯蔵品	446,978	未払法人税等	91,460
その他	118,635	未払消費税等	15,158
貸倒引当金	△1,903	賞与引当金	294,587
		その他	82,710
固定資産	5,688,408	固定負債	1,471,022
有形固定資産	2,701,408	長期借入金	668,505
建物	1,112,207	リース債務	473
構築物	52,471	関係会社長期借入金	448,410
機械及び装置	826,778	役員退職慰労引当金	191,809
車両運搬具	3,558	執行役員退職慰労引当金	10,745
工具、器具及び備品	44,809	資産除去債務	33,054
土地	560,935	繰延税金負債	118,024
リース資産	8,476	負債合計	5,264,866
建設仮勘定	92,171	(純資産の部)	
無形固定資産	43,607	株主資本	4,495,300
ソフトウェア	43,427	資本金	1,413,796
その他	180	資本剰余金	1,414,473
投資その他の資産	2,943,392	資本準備金	1,376,542
投資有価証券	807,248	その他資本剰余金	37,930
関係会社株式	1,849,832	利益剰余金	1,878,851
役員に対する保険積立金	88,853	利益準備金	103,300
敷金及び保証金	66,311	その他利益剰余金	1,775,551
前払年金費用	71,723	別途積立金	259,000
破産更生債権等	5,829	繰越利益剰余金	1,516,551
その他	59,422	自己株式	△211,820
貸倒引当金	△5,829	評価・換算差額等	497,234
		その他有価証券評価差額金	497,234
資産合計	10,257,400	純資産合計	4,992,534
		負債・純資産合計	10,257,400

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		12,203,442
売上原価		9,356,925
売上総利益		2,846,517
販売費及び一般管理費		2,480,436
営業利益		366,080
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,460	
関係会社受取配当金	336,468	
為替差益	9,775	
受取賃貸料	884	
受取保険金	760	
デリバティブ利益	6,407	
その他	9,187	366,945
営業外費用		
支払利息	32,035	
その他	3,346	35,381
経常利益		697,644
特別利益		
投資有価証券償還益	1,248	1,248
特別損失		
固定資産除却損	2,374	2,374
税引前当期純利益		696,518
法人税、住民税及び事業税	84,750	
法人税等調整額	5,020	89,770
当期純利益		606,748

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資 本 金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 計		
		資 本 金	資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	1,413,796	1,376,542	23,604	1,400,147	103,300	259,000	1,074,150	1,436,450	△213,144	4,037,249
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△164,347	△164,347		△164,347
当期純利益							606,748	606,748		606,748
自己株式の処分			14,325	14,325					1,324	15,649
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	14,325	14,325	－	－	442,400	442,400	1,324	458,050
当 期 末 残 高	1,413,796	1,376,542	37,930	1,414,473	103,300	259,000	1,516,551	1,878,851	△211,820	4,495,300

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	515,746	515,746	4,552,996
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△164,347
当期純利益			606,748
自己株式の処分			15,649
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△18,512	△18,512	△18,512
当期変動額合計	△18,512	△18,512	439,538
当 期 末 残 高	497,234	497,234	4,992,534

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

和 弘 食 品 株 式 会 社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 黒 英 史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 原 充 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、和弘食品株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、和弘食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

和弘食品株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大黒英史
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松原充哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、和弘食品株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

和 弘 食 品 株 式 会 社 監 査 役 会
常勤監査役 橋 本 充 生 ㊞
社外監査役 齊 藤 揮 誉 浩 ㊞
社外監査役 菊 川 康 宏 ㊞

以 上

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

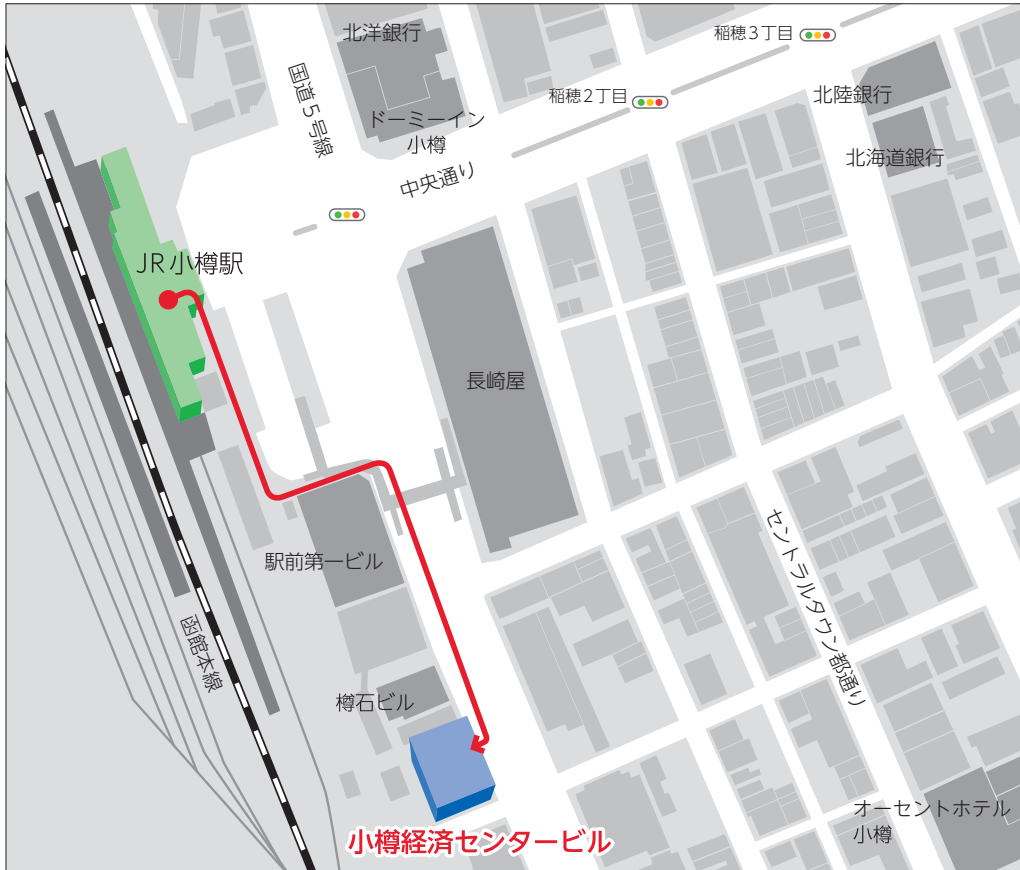
計 算 書 類

監 査 報 告

株主総会会場ご案内図

会 場 北海道小樽市稲穂 2 丁目 22 番 1 号
小樽経済センタービル 7 階 大ホール
電話 0134-22-1177

交通機関 J R 小樽駅より徒歩 3 分



(駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。